

## 平成27年度第4回京都市障害者施策推進審議会 摘録

1 日 時 平成28年1月22日（金）10:00～12:00

2 場 所 ホテル本能寺5階 醍醐ホール

### 3 出席委員

池田由美子委員，井上賢一委員，岩井浩委員，岡千栄子委員，岡美智子委員，岡本晃明委員，加藤博史委員，上村啓子委員，小泉浩子委員，佐々木和子委員，芝明子委員，菅原敬子委員，高山正紀委員，谷村敏幸委員，出口栄二委員，寺田玲委員，戸田則子委員，中西昌哉委員，西澤昭造委員，平田義委員，藤原健司委員，古川末子委員，村井文枝委員，村田恵子委員，森田美千代委員，吉村安隆委員

### 欠席委員

浅田将之委員，上野光歩委員，桐原尚之委員，竹田明子委員，谷口明広委員，寺前愛子委員，三浦晶子委員，山根俊茂委員

### 事務局

斉藤泰樹障害保健福祉推進室長  
徳永博己障害保健福祉推進室企画課長  
中西朗障害保健福祉推進室在宅福祉課長  
近藤恵障害保健福祉推進室施設福祉課長  
東美佐枝障害保健福祉推進室社会参加推進課長  
中田泰司地域リハビリテーション推進センター次長  
兒玉貴志発達相談所発達相談課長  
福田雅和発達相談所診療療育課長  
大黒喜裕教育委員会事務局指導部担当部長（欠席）  
波床将材こころの健康増進センター所長（欠席）

## 4 内 容

### 議題1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」及び「事例集」について

○説明 資料1-1，1-2，1-3に基づき，事務局徳永企画課長から説明  
(10:10～10:30)

●意見等 (10:30～11:10)

「正当な理由があると考え得る事例」（「事例集」p1～2の表の右欄）について

小泉委員

「施設入所」の例については、「意思が確認できず」と書くのは危険であり，削除してほしい。書くのであれば，本人の人格を尊重することが大事であることやイ

ンクルージョンの理念に反するとの観点も書く必要がある。

「保育所」の例について、断るためのよくある口実であり、少なくとも、「障害のない人に対しても断っている場合に限る」と言った表記をすべきである。

「大声を上げる方の入場制限」は、一律に拒否されるおそれがある。障害のない人も声を出す人はいる。特性に配慮した工夫を検討したかどうかも重要である。

「ファックス・メールでの対応」については、聴こうとする努力は必要であり、これが当たり前にならないようにすべきである。

全体的に、差別してもよい事例として映るので、「正当な理由があると考え得る事例」は、原則書くべきではない。書くとしても極力減らし、あらゆる工夫をしたうえでやむを得ないかどうかであること、プロセスが大事であることが分かるようにしてほしい。

#### 佐々木委員

検討すべき課題が多い。事例が集まって、考え方が確立するまで書かない方がよい。

#### 村田委員

「正当な理由があると考え得る事例」は限定的に扱うべきである。差別を助長する可能性もあり、慎重な対応をお願いしたい。

#### 桐原委員（欠席のため、書面の代読）

障害の有無に関係ない対応は、「正当な理由」の問題ではない。障害者であることを理由に一律にサービスの提供を拒否すること（＝直接差別）には、「正当な理由」はあり得ず、障害の特性や補助用具の使用により事実上利用できないこと（＝間接差別）について「正当な理由」の有無が問題になる。

「措置入院」の例については、これだけが具体的に書かれており不自然である。また、内実を見なくなるおそれもあるので削除すべきである。

「大声を上げる方の入場制限」について、不確定な予測で断るのは、「正当な理由」に当たらない。また、大声を上げた段階で制限するのは、障害を理由とするものではない。いずれにせよ削除すべきである。

「資料提供の拒否」について、第三者のプライバシーを理由とする例は、障害を理由に応じないことに対応していない。

#### 岡本委員

教育の分野の「十分に相談したうえで・・・お願いした」「医師の意見を聞いたうえで判断した」は、法的に「正当な理由」に該当するか疑問である。

**池田委員**

全ての例をお蔵入りにするのではなく、これから考えていくべき将来の課題が含まれていることを記載してはどうか。

**加藤会長**

差別を助長する可能性がある。これがスタートになるので、当事者の意見を活かして、慎重に取り扱うべきであるとする。

**事務局（齊藤室長）**

できる限りの配慮や工夫を尽くしたうえでも、法令の基準や制度などに照らしてやむを得ない場合は、正当な理由に当たる可能性があるという意図で表記したつもりであるが、いただいた御意見を踏まえ、事例の削除なども含め修正したい。

**議題2 障害理解の促進及び障害者差別解消法の施行等に関する啓発について**

○説明 資料2-1, 2-2に基づき、事務局徳永企画課長から説明(11:20~11:30)

●意見等(11:30~12:00)

**「啓発パンフレットについて」**

**佐々木委員**

合理的配慮は、単なる思いやりではない。障害者が対等に権利行使できるための具体的な対応であり、必要で適切な「変更」「調整」と言われている。対応要領の「障害のない者と同等の機会を提供するためのものであること」を記載してほしい。また、「負担になり過ぎない範囲で」という文言も削除できないか。

**小泉委員**

車いすの進行を阻む段差について、「3センチ程度」という表記であるが、前輪の小さな車いすは、2センチ強でも障壁となる。電動車いすであれば、5センチの段差でも障壁とならないなど様々であるので、表記を工夫してほしい。

**岡本委員**

難病が障害であることも分かるように記載できないか。

**池田委員**

難病も手帳を所持している者とそうでない者がいる。難治性、完治しないことが難病である。

**村井委員**

肢体不自由と発達障害では、困っていることがイラストになっているが、配慮を行っているイラストにならないか。

**高山委員**

聴覚障害の配慮の例について、手話のイラストも入れられないか。

**中西委員**

発達障害の配慮の例について、「人の少ない場所」より「人や刺激の少ない場所」とした方が適切と思う。

**村田委員**

女性障害者のことは書いてもらっているが、もう少し目立たせられないか。複合差別等書けないか。

**出口委員**

伝えることが難しい方もおり、困っていることを伝えるのが先ではなく、話を聴くことが先に来る方がよい。

**事務局（徳永課長）**

御意見を踏まえ、内容を修正したい。

(以上)